（法第10条第１項第７号）

令和２年度の事業計画書
令和２年３月１日から令和３年２月28日まで

特定非営利活動法人ウィーズ

１　事業実施の方針
本法人の設立２年目である当年度は、引き続き学習支援事業に取り組み、多くの子どもたちへの学習機会の提供を行う。
また、面会交流仲介支援を重ね実績を積むことに併せ、前年度に養成した支援者の交流の場を設置することで情報共有の仕組みを構築し、子どもが親の離婚によらず両親の愛情を感じられる支援体制の整備を図る。

２　特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
(1) 学習支援事業	小学生・中学生・高校生に対する学習指導	通年	当法人事務所	３名	小学生・中学生・高校生 100名
(2) 面会交流仲介支援事業	離婚後の親子の面会交流において付添又は受渡の形態により仲介支援を実施	通年	当法人事務所及び利用者が希望する公共施設	３名	離婚後の親子の面会交流を実施しようとする離婚家庭50件
(3) 面会交流仲介支援者養成事業	面会交流仲介支援者養成講座の開講及び支援者同士の交流会の開催	４月 ９月 １月	当法人事務所	３名	離婚後の親子の面会交流を実施しようとする離婚家庭の支援を希望する人 30名・前年度養成支援者30名

２　その他の事業

事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
(1) 自動販売機によるジュース等の販売	事務所に設置した自動販売機でジュース等を販売する	通年	当法人事務所	２名	近隣住民及び習志野駅利用者等不特定多数